

基本計画（案）市民意見交換会資料

ここがポイント！

基本計画案の考え方

魚 沼 市

魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託市民・行政協働検討会議

- 1 この計画案は、市民が主体となって作る「財団法人」に、会館の管理を代行させよう、というものです。貸館業務と機械などの設備管理を、市の直営（現在は市役所の文化振興室が行っています）から、民間の財団に代行させようとするものです。
- 2 なぜ財団に代行させるかということ、魚沼市の行財政改革の計画により、民間でできることは民間に、という考えがあり、文化会館についてもこの論議の中で検討されています。
- 3 一般財団法人は民間団体ですので、市民の主体性を生かして運営すること（市民自らが理事や評議員などの財団役員となり、自らの考えで会館管理の方針を決めることなど）を、魚沼市は行政として支援してゆくこととなります。
- 4 この計画は、「文化会館管理の民間委託」を行うというもので、文化会館を譲渡するものではありません。市は、文化会館のオーナーとして、施設管理の経費、それに伴う事務局職員の賃金を管理委託料として、財団に支払いします。
- 5 市から補助金をもらって行っている魚沼文化自由大楽実行委員会の自主事業 {コンサートや演劇、アウトリーチ（出前）事業など} は、魚沼文化自由大楽実行委員会の機関決定によって、財団にその業務をお願いするかどうか、が決まります。